

平成 27 年 3 月 2 日

関係者各位

管理会社名 ワールド・ゴールド・トラスト
サービスズ・エルエルシー
(管理会社コード 13264)

代表者の役職氏名 最高財務責任者
ジョン・エイドリアン・パウンド

代理人の住所 日本東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
西村あさひ法律事務所

代理人の氏名 氏名：伊東 啓
役職：弁護士

問合せ先 西村あさひ法律事務所
氏名：柳瀬ともこ
役職：弁護士
電話番号：03 - 5562 - 8500

本信託の保有する金の価格算出方法の変更に関するお知らせ

SPDR® ゴールド・トラスト (SPDR® Gold Trust) (以下「本信託」といいます。)の保有する金の価格は、ロンドン午後金値決めを用いて決定されています。平成 24 年 12 月 25 日に提出した有価証券報告書で報告したとおり、ロンドン貴金属市場協会 (London Bullion Market Association) (以下「LBMA」といいます。)は、ロンドン午後金値決めをその後継である LBMA 金価格に変更する予定です。当社は、下記のとおり、ロンドン午後金値決めから LBMA 金価格への変更に関して、お知らせ致します。

記

本信託の純資産価額は、本信託の主たる市場である NYSE アーカが通常取引を行っている各日に、「ロンドン午後金値決め」と呼ばれる午後 3 時のロンドン金値決めを用いて、決定されます。ロンドン午後金値決めは、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド (The London Gold Market Fixing Ltd.) の加盟銀行により、有効な値決め時間に加盟銀行に出された買い注文および売り注文を付き合わせて金の価格を設定すなわち「フィクス」する入札方法を用いて、毎営業日に 2 回 (ロンドン時間午前 10 時 30 分および午後 3 時) 決定されます。

2014年11月7日、LBMAは、ロンドン午後金値決めを廃止し、後日新しい金地金価格設定基準への移行の具体的な期日がLBMAにより公表されると発表しました。ロンドン午後値決めは、最も広く用いられている毎日の金の価格の指標であり、本信託は、金の価格を決定するため用いています。

ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)(以下「IBA」といいます。)は、ロンドン午後金値決めを後継する指標であるLBMA金価格の事務代行者に選任されました。独立した専門のベンチマーク管理者であるIBAは、価格基盤、方法、LBMA金価格の包括的な管理および運営を提供することになります。LBMAは、金価格関与者の認定プロセスを策定することを予定しており、IBAと協働して、2015年第一四半期から稼働することが予定されているLBMA金価格メカニズムの実地試験開始に向けた準備を行うことを公表しました。

2015年2月19日、LBMAは、LBMA金価格に関して下記のとおりさらなる詳細を発表しました。

- LBMA金価格は、2015年3月15日に発効し、ロンドン午後金値決めに取って代わります。
- 上記変更が発効すると、LBMA金価格は、現物決済の、電子的に取引可能なオークションとなります。LBMA金価格は3つの通貨で取引に参加できます。
- 価格形成はドル建てで、価格は3つの通貨(米ドル、ユーロ、英ポンド)で、引き続き毎日2回(ロンドン時間午前10時30分および午後3時)に決定されます。
- このプロセスにおいて、寄せられた金の売値と買値は、不均衡が計算されてリアルタイムに更新され、売り注文と買い注文の注文が付き合わされるまで、30秒ごとに価格が更新されます。
- かかるオークションを管理するIBAのシステムでは、直接の参加者もスポンサー付きの顧客も、自らのデスクトップパソコンからリアルタイムでオークションでの注文を管理することが可能となります。
- LBMA金価格の知的財産権は、新規に設立されたLBMAの子会社であるプレシャス・メタル・プライシズ・リミテッド(Precious Metals Prices Limited)が保有しています。

LBMA金価格は、2015年4月1日から英国の金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)(以下「FCA」といいます。)による規制を受けます。LBMAは、かかる規制の範囲についてFCAと議論中であり、先日、FCAに対し、規制の内容の明確化と詳細な指針を要求したと報告されています。

LBMA金価格の稼働がLBMAによって公表され次第、本信託のスポンサーであるワールド・ゴールド・トラスト・サービシズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「スポンサー」といいます。)は、本信託の保有する金価格の決定にLBMA金価格を用いる予定です。

ロンドン午後金値決めが将来変更または廃止されることにより、本信託の運営に重大な影響がないという保証はありません。代替の価格が利用されることにより、本信託における金の価格決定が大き

く異なることとなる可能性があり、これにより本信託の受益権の評価が大きく異なる可能性があります。

本信託は、ロンドン金値決めからLBMA金価格への移行が完了するまで、引き続きロンドン午後金値決めを用いて、本信託の保有する金を評価します。ただし、本信託の受託者(以下「受託者」といいます。)が、スポンサーとの協議の上、当該価格が評価の基準として適当ではないと判断する場合にはこの限りではありません。受託者およびスポンサーがロンドン午後金値決めが評価の適切な基準ではないと判断した場合またはロンドン午後金値決めがもはや計算されなくなった場合、受託者およびスポンサーは、誠意をもって本信託の保有する金の評価のための代替となる基準を指定し、自らが正当とみなす措置を講ずるものとします。

以 上